

2 碧 高 第 6 1 号
令和2年4月28日

各 位

碧南市健康推進部高齢介護課
課 長 三 島 翁
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る碧南市高齢介護課関係行事等
及び地域密着型サービス運営推進会議の対応について（その3）（通知）

日頃より本市の介護保険運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただいているところです。

令和2年3月25日付け31碧高第585-1号で本市の対応方針をお示ししましたが、
新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針
を下記のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1 碧南市高齢介護課関係行事等の対応について

(1) 介護保険制度説明会

当面の間、開催を中止します。再開する場合は、あらためて通知します。

(2) 介護保険サービス相談員の派遣

当面の間、相談員の派遣を中止します。再開する場合は、あらためて通知します。

(3) 介護認定調査

予定どおり実施します。ただし、令和2年6月末までに有効期限を迎える更新申請の被保険者で、認定調査において、申請者や施設等の意向により被保険者との面会が困難な場合は、申出により、有効期限を従来の期間から新たに12カ月延長します。
また、認定調査における施設等での実施方法の指定（家族の立ち会いをとりやめ、施設職員の立ち会いのみに変更等）がある場合は、柔軟に対応します。

なお、認定調査員については、検温等の健康管理、マスクの着用等感染防止を徹底

します。

(4) 市実地指導

予定どおり実施します。実施時期は、状況を見て判断します。なお、実施する際には、(3)の認定調査員同様、担当職員の感染防止を徹底します。

2 地域密着型サービス運営推進会議の対応について

- (1) 感染のまん延を防止する観点から、会議の開催中止を認めます。ただし、この運営推進会議は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に開催頻度が規定されています。次回の運営推進会議での合同開催、書面での開催等、可能な限り代替手段の検討をお願いします。
- (2) 会議の中止を決定した場合は、速やかに高齢介護課介護保険係へご連絡いただくとともに、代替手段の検討内容についてもご報告ください。なお、代替手段での会議実施の場合も、通常どおり報告書の提出をお願いします。
- (3) 中止等を行わずに会議を開催する場合には、参加者へ手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。
- (4) 小規模多機能型居宅介護において、運営推進会議で義務づけられている外部評価については、次回の運営推進会議において評価を受けることを認めます。
- (5) 認知症対応型共同生活介護において、外部評価の緩和の適用を受ける要件となっている年6回の運営推進会議について、本通知に基づき、やむを得ず開催を中止する場合に代替手段を講じたときは、会議開催の実績に含めることを認めます。

3 備考

この対応方針は当面の間、適用することとし、終了する場合や変更する場合は、その都度、通知します。

【連絡先】

碧南市健康推進部高齢介護課介護保険係

〒447-8601 碧南市松本町28番地

TEL : 0566-95-9889 (直通)

FAX : 0566-46-5510

E-mail : koureika@city.hekinan.lg.jp